

事 務 連 絡  
令和 5 年 3 月 3 1 日

各都道府県・広島市・長崎市  
被爆者援護施策担当課 御中

厚生労働省健康局総務課  
原子爆弾被爆者援護対策室

「被爆体験者精神影響等調査研究事業」の見直しに係る周知について

被爆体験者精神影響等調査研究事業については、令和 4 年 12 月 9 日に取りまとめられた「被爆体験者精神影響等調査研究事業の拡充に関する検討会」報告書を踏まえて事業を見直し、令和 5 年 4 月から運用開始いたします。

今般、見直し内容の周知を目的としたリーフレットのひな形を、別添のとおり作成しました。

つきましては、各都道府県、広島市及び長崎市において、リーフレットを作成のうえ、第二種健康診断受診者証所持者等へ積極的な広報活動の実施方よろしくをお願いします。

また、参考までに被爆体験者精神影響等調査研究事業実施要綱添を付いたします。

## 被爆体験者精神影響等調査研究事業拡充の概要

被爆体験者精神影響等調査研究事業は、平成14年度より、被爆体験（「キノコ雲を見た」「光を見た」等）が原因の精神疾患（PTSD等）及びその合併症について医療費（本人自己負担分）を助成しています。

これまで、多くの合併症を追加してきましたが、事業開始から20年が経過し、被爆体験者の高齢化が進んでいることに鑑み、**令和5年度**より、次のとおり大きく事業を拡充いたします。

### 1. 対象者について

居住する場所に限らず、第二種健康診断受診者証の交付を受け（原子爆弾が投下された当時胎児であった者を除く）、被爆体験が原因の精神疾患に罹患していることを認められた方が、本事業の対象となります。

本事業の医療費の助成を受けるためには、第二種健康診断受診者証に加えて、被爆体験者精神医療受給者証の取得が必要になります。

### 2. 合併症とがんの関連性に関する調査について

令和5年度から、合併症と「がん」についての研究がスタートいたします。

匿名化された診療報酬明細書のデータにより、合併症とがんの関連性について調査研究していく予定です。

被爆体験者精神医療受給者証の交付申請には、上記調査に対する同意が必要になります。

### 3. 一部のがんの医療費助成について

上記調査を実施するにあたり、令和5年4月1日より、下記の「がん」について、医療費の助成が受けられるようになります。がんの医療費の助成を受けるためには、申請手続きが必要です。

※新被爆体験者精神医療受給者証については、裏面「6.新受給者証の交付及びがんの追加手続き」をご覧ください。

#### 医療費助成の対象となる「がん」

胃がん、大腸がん、肝がん、胆嚢がん、膵がん、乳がん、子宮体がん

### 4. 医療費助成の対象となる疾病について

【現行】被爆体験者精神医療受給者証に記載されている対象精神疾患及び対象合併症のみ  
【令和5年4月1日～】被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する精神疾患又は関連する身体化症状・心身症であれば、以下を除き医療費助成の対象になります。  
（精神疾患及び対象合併症の認定手続きは不要）

#### 医療費助成の対象とならない疾病

・がん（一部のがんを除く）  
・被爆体験以前にかかった精神病  
・感染症  
・むし歯のうちC1、C2、Ce（エナメル質初期う蝕）  
・外傷  
・遺伝性疾病  
・先天性疾病

### 5. 更新申請手続きの廃止について

これまで3年毎に被爆体験者精神医療受給者証の更新申請手続きが必要でしたが、令和5年4月以降は、更新申請手続きが不要となります。ただし、1年に1度の精神科への受診がない場合、受給者証が失効となりますのでご注意ください。

※長期入院中であるなど、やむを得ず精神科を受診出来ない場合は、かかりつけ医等による書類の提出が必要です。

詳しくは、長崎県または長崎市へご相談ください。

**!** 令和5年3月31日までに被爆体験者精神医療受給者証をお持ちの方は、受給者証の切り替えが必要です。受給者証を切り替えない場合でも、記載の有効期間まで利用することができますが、有効期間満了後は失効しますので、早めの切り替え申請をお願いします。

被爆体験者精神医療受給者証の切り替え及び新規申請方法につきましては、裏面を御確認ください。

## 6. 新受給者証の交付及びがんの追加手続きについて

### 第二種健康診断受診者証をお持ちでない方

- ・本制度を利用するには、第二種健康診断受診者証を取得していただく必要があります。
- ・第二種健康診断受診者証取得にはお住まいの自治体へ申請が必要です。

### 第二種健康診断受診者証をお持ちの方

#### 既に被爆体験者精神医療受給者証をお持ちの方（新受給者証への切り替え）

- ・新被爆体験者精神医療受給者証の交付を受けるためには、新たに切り替え申請書の提出が必要です。申請書の提出後、新被爆体験者精神医療受給者証を交付いたします。
- ・「がん」の医療費の助成を受けるためには、申請手続きが必要です。

#### 被爆体験者精神医療受給者証をお持ちでない方

- ・被爆体験者精神医療受給者証の交付申請が必要です。
- ・お住まいの地域によって申請先が異なりますので、御確認のうえ、ご相談ください。

## 問い合わせ先

### 第二種健康診断受診者証をお持ちでない方

#### 【第二種健康診断受診者証に関する問い合わせ・申請先】

○ ○○庁 ○○部 ○○課 ○○係  
〒 ○○○ - ○○○○ ○○○○  
TEL : ○○ - ○○○○ - ○○○○

### 第二種健康診断受診者証をお持ちの方

#### 【被爆体験者精神医療受給者証に関する問い合わせ・申請先】

○長崎県 福祉保健部 原爆被爆者援護課  
〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
TEL 095-895-2471

下記の地域にお住まいの方は、長崎県へお問い合わせください。

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県（長崎市を除く）、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

○長崎市原爆被爆対策部 調査課  
〒850-8685 長崎市魚の町4番1号  
TEL 095-829-1147

下記の地域にお住まいの方は、長崎市へお問い合わせください。

北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、長崎市

事 務 連 絡  
令 和 3 年 7 月 6 日

各都道府県・広島市・長崎市  
原爆被爆者援護担当課（室） 御中

厚生労働省健康局総務課  
原子爆弾被爆者援護対策室

リーフレット「原子爆弾被爆者への診断書（介護手当用）作成時の注意点」  
の見直しについて（その2）

「医師等が作成する診断書（介護手当用）の取扱いについて」（令和2年11月25日付け厚生労働省健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室事務連絡）で提供したリーフレット「原子爆弾被爆者への診断書（介護手当用）作成時の注意点」（令和3年1月25日付けで見直し）について、今般、別添のとおり内容の見直しを行いましたのでお知らせします。

**【見直し内容】**

- ・ 年度の変更（令和2年度→令和3年度）
- ・ 厚生労働省ロゴマークの更新
- ・ 厚生労働省令別表第二及び第三の修正
- ・ その他記載文言の適正化

事務連絡  
令和2年11月25日

各都道府県・広島市・長崎市  
原爆被爆者援護担当課（室） 御中

厚生労働省健康局総務課  
原子爆弾被爆者援護対策室

### 医師等が作成する診断書（介護手当用）の取扱いについて

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「法」という。）第31条に規定する介護手当の支給申請には、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）第65条第1項第1号に規定する医師等の診断書を添付する必要があるとあり、各都道府県、広島市及び長崎市にあっては、当該診断書等を審査の上、介護手当の支給の可否を決定されているところである。

今般、診断書の作成及びその審査に当たっての注意事項を下記のとおり通知しますので、その適正な事務処理の徹底方よろしくお願いいたします。

### 記

#### 第一 被爆者等から介護手当の支給申請に必要な書類を求められた場合

「介護手当の支給に係る事務取扱について」（平成12年5月22日付け健医企発第18号厚生省保健医療局企画課長通知（最終改定：平成28年11月2日健総発1102第1号））のとおり、介護手当の申請者に対して、正確かつ分かりやすく、介護手当の制度の説明を行うこととしているところですが、今般、別添のとおり、医師等が診断書（介護手当用）を作成する上での留意事項をまとめたリーフレットを作成しましたので、被爆者等から介護手当の支給申請のために必要な書類を求められた際に御活用いただくようお願いいたします。また、各都道府県におかれましては、管内の指定医療機関及び被爆者一般疾病医療機関へ本リーフレットの周知方よろしく申し上げます。

#### 第二 医師等が作成した診断書（介護手当用）の確認について

「介護手当の支給にあたっての留意事項について」（平成27年12月25日付け厚生労働省健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室事務連絡）のとおり、原子爆弾の傷害作用の影響を否定できない場合については、介護を要する状態にあることを確認した上で、介護手当を支給することになるため、診断書（介護手当用）の内容に疑義がある場合には、事前に申請者や医師等に疑義の内容を確認すること等により、介護手当支給申請者の実態に沿った審査を行い、単に症状を記しただけ（例：老衰、一下肢切断等）であることをもって不備として却下することの無いようよろしく申し上げます。

以上

## [参考]介護手当の支給内容

### ■ 支給内容

被爆者が介護費用を支払っている場合、その費用（※）について介護手当（障害の程度毎の限度額有）が支給されます。

また、障害の程度が「重度」であれば、介護費用が発生しない場合でも介護手当（定額）が支給されます。

※ 介護保険の自己負担については、支給対象となるサービスが指定されています。介護保険のサービスとは別に（例：個人契約など）自己負担が発生している費用は、介護手当の対象となり得ます。

## 令和3年度支給額(月額)

### ■ 介護費用を支払っている場合

#### 中度障害

上限：70,360円

#### 重度障害

上限：105,560円  
下限：22,320円

[介護手当の支給対象となる介護保険サービス]

- ・ 訪問介護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 従前の介護予防訪問介護相当の第一号訪問事業

### ■ 介護費用を支払っていない場合

#### 重度障害

22,320円（定額）

## 原子爆弾被爆者への診断書（介護手当用） 作成時の注意点

### ■ 介護手当とは

精神上または身体上の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。）により、介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けている被爆者に対して支給されるものです。

被爆者からの申請に基づき、都道府県（広島市、長崎市は市）において審査が行われます。

なお、**介護保険を受けていなくても、介護手当は支給されます。**

介護手当申請時の診断書の不備・不足などで、本来受給できる方が審査により却下される事案が出ています。介護手当を必要としている方に公正な審査が行えますよう、医師の皆さまのご協力をお願いします。

## 診断書作成の留意点

### 【介護手当の支給対象となる疾病】

■ 障害の原因となった負傷または疾病が、**原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除き、介護手当の支給対象となります。**

- ・ 介護手当の支給の対象とならない例：  
交通事故等による外傷、遺伝性疾病、先天性疾病、伝染病、寄生虫病、薬物・毒物による中毒 など原因を具体的に特定できるもの

### 【支給要否の判断】

■ 障害により、他人の介護がなくては、食事、排せつ、洗顔、入浴などの日常生活を行うことが不可能であるか、または著しく困難である状態にある場合に、介護手当は支給されます。（障害の程度の審査基準は3ページ参照）

■ **3ページ記載の障害の程度の審査基準**（厚生労働省令別表第2第1号～14号、重度であれば別表第3第1号～7号）**に掲げる障害の状態になくとも、それと同程度の状態であれば、介護手当は支給されます。**

例：認知症は、別表第2第1～14号（重度であれば別表第3第1～7号）には該当しませんが、別表第2第15号（重度であれば別表第3第8号）に該当し、支給対象となり得ます。

# 診断書（介護手当用）様式

可能な限り具体的に記載してください。  
 ※ 障害の原因となった負傷または疾病が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかなものではない限り、介護手当の支給対象となります。

様式第二十七号（第六十五条関係）

(表面)  
 診断書（介護手当用）

氏名	明治 大正 昭和 年 月 日生			男・女
居住地				
障害の原因となった負傷又は疾病の名称				
上記の負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかな場合はその旨の意見				
*1 障害の状態	視力	右 ( )	左 ( )	精神障害
	平衡機能障害			
	音声機能障害			
	上肢の状態			活
	手指の状態			歩行
	下肢の状態			入浴 洗顔 洗髪
体幹機能障害			その他	
その他の運動機能障害			その他	
*3 上記の障害の状態が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則別表第2又は別表第3に定める程度の精神上又は身体上の障害であるかどうかについての意見	1 別表第2 ( ) 号に該当する	2 別表第3 ( ) 号に該当する	3 別表第2に該当しない	
*4 要介護状態についての判断	1 介護を要する 2 介護を要しない			
以上のとおり、診断します。	令和 年 月 日 医療機関の名称 所在地 医師 氏名			

障害の原因となった負傷または疾病が明らかに原子爆弾の傷害作用の影響によるものでない場合にのみ、記載してください。  
 (交通事故等による外傷、遺伝性疾患、先天性疾患、伝染病、寄生虫病、薬物・毒物による中毒など原因が特定されている場合は記載が必要です。)

記入上の注意  
 1 \*1の欄は、障害の状態を明らかにするために必要な所見を記入してください。  
 2 \*2及び\*4の欄は、補助用具を使用している者については、これを使用した場合の状態について記入してください。  
 3 \*3の欄の別表第2及び別表第3については、裏面を参照してください。

障害の程度（中度、重度）の審査基準は右ページにあります。  
 中度障害①～⑭、重度障害①～⑦に当たらないような場合でも、障害の状態が同程度の状態（中度障害⑮～⑰、重度障害⑧～⑩）にあれば、1または2に記載してください。  
 (例：認知症の傾向があり、他人の介護がなければ日常生活を送ることが著しく困難である場合等)

# 障害の程度の審査基準

## 中度障害（厚生労働省令別表第二）

- ① 両眼の視力の和が0.08以下のもの
  - ② 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
  - ③ 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
  - ④ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能を喪失したもの
  - ⑤ 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
  - ⑥ 両上肢のおや指及びひとさし指の機能に著しい障害を有するもの
  - ⑦ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
  - ⑧ 一上肢のすべての指を欠くもの
  - ⑨ 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
  - ⑩ 両下肢をショパー関節以上で欠くもの
  - ⑪ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
  - ⑫ 一下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの
  - ⑬ 一下肢の機能を全廃したもの
  - ⑭ 体幹の機能に歩くことが困難な程度の障害を有するもの
  - ⑮ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、家庭内での日常生活が著しい制限を受けるか、又は家庭内での日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
  - ⑯ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
  - ⑰ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの
- 備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

## 重度障害（厚生労働省令別表第三）

- ① 両眼の視力の和が0.02以下のもの
  - ② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
  - ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
  - ④ 両上肢のすべての指を欠くもの
  - ⑤ 両下肢の用を全く廃したもの
  - ⑥ 両大腿を二分の一以上失ったもの
  - ⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
  - ⑧ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
  - ⑨ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
  - ⑩ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

事務連絡  
令和5年11月29日

各都道府県・広島市・長崎市  
原爆被爆者援護担当課（室） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局総務課  
原子爆弾被爆者援護対策室

### 原子爆弾被爆者に対する援護に関する事務に係る留意事項について

平素より原子爆弾被爆者に対する援護に関する事務にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、日本原水爆被害者団体協議会より、別紙に記載した事項について、都道府県等の窓口での不適切な対応事例があったため、早急に改善するよう申し入れがありました。これらは実際に被爆者がお困りになった事例ですので、実際に申請受付等の窓口業務を行う職員に対して、別紙の内容を周知徹底していただくようお願いいたします。

また、各都道府県等において、事務取扱マニュアル等を作成している場合には、別紙の内容を追記していただくなど、人事異動による引き継ぎが確実に行われるようお取り計らい願います。



## 別紙

### ○介護手当について

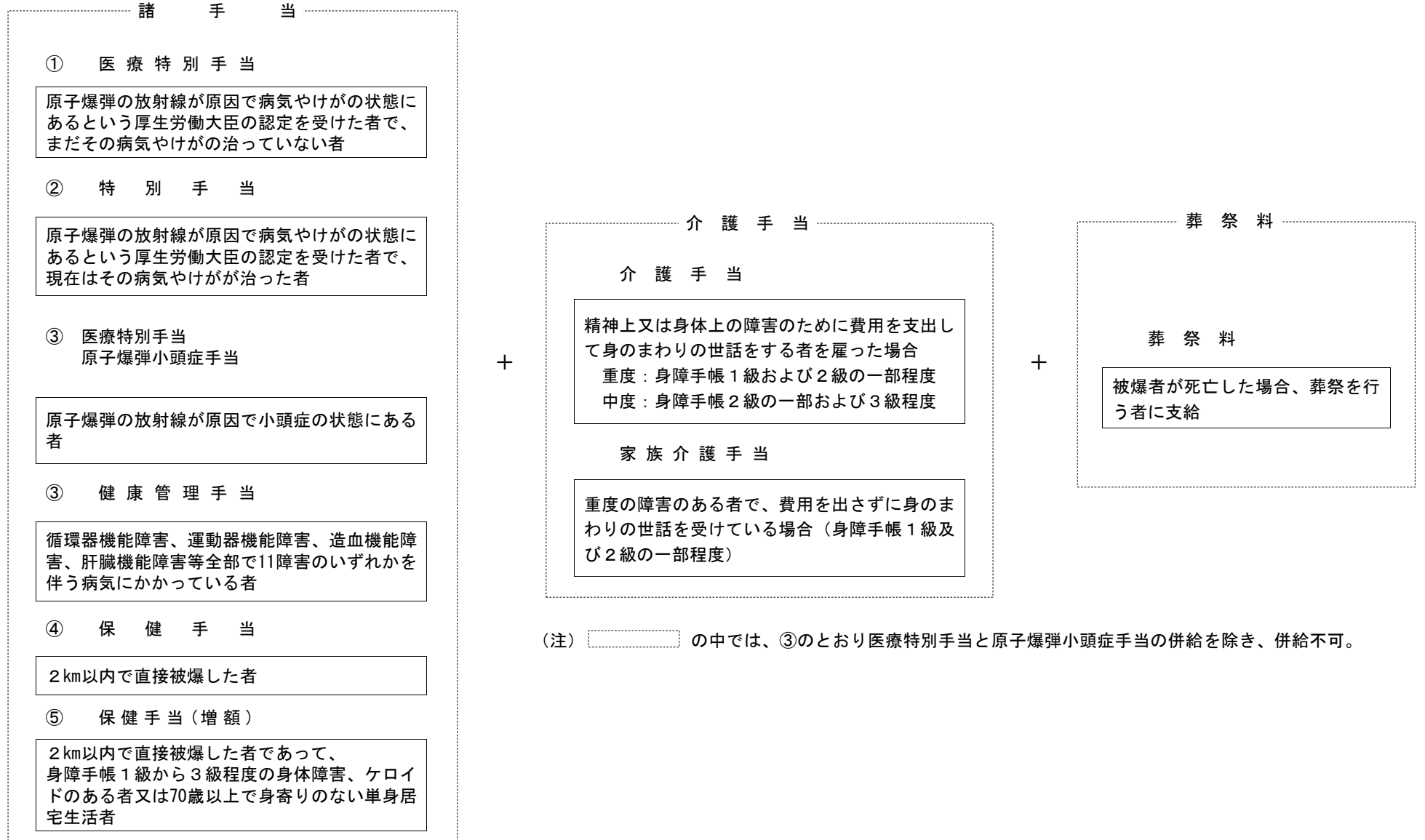
- ・ 医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当との併給は可能であること。なお、家族介護手当との併給はできないこと（参考参照）。
- ・ 原子爆弾の傷害作用の影響があると思われる厚生労働省令で定める範囲の精神上または身体上の障害により、介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けている被爆者に対して支給されるものであり、身体障害者手帳の所持は支給要件ではないこと。
- ・ 受けることのできるサービスの質や介護保険サービスにおける自己負担分に対する助成制度があることから、まずは介護保険サービスの利用を検討すること。その上で、必要に応じて、介護手当を支給すること。

### ○二世健診について

- ・ 受診制限（人数制限）を行わないこと。また、受診制限と取られかねないようなお知らせを健診対象者に対して行わないこと。

参考

手当における併給関係図



各都道府県・広島市・長崎市  
被爆者健康手帳審査担当課 御中

厚生労働省健康・生活衛生局  
原子爆弾被爆者援護対策室

「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の原告と同じような  
事情にある方々に対する積極的な周知等について

平素より、原子爆弾被爆者の援護に関する事務にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記については、『「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の「原告」と同じような事情にあったと認められる者に係る取扱いについて』（令和4年3月18日健発0318第8号）に基づき、令和4年4月から被爆者健康手帳の交付を行ってまいりましたが、更なる周知を図るため、特に各都道府県におかれましては、対象者が高齢者であるということを踏まえ、ホームページへの掲載以外にも、紙媒体による管内市区町村への情報提供や、各種ご案内の機会を活用したリーフレット（別添）の配付、広報紙への掲載等の方法により、一人でも多くの方々に伝わる方法をご検討いただき、改めて積極的な周知についてご協力をお願いいたします。

また、申請者が11類型の障害を伴う疾病に罹患しているか否かについて、申請者から、申請に必要な疾病要件の確認に要する書類（診断書等）が提出されないために、被爆者健康手帳の交付が遅れたり、申請が却下されたりするなどの事例が散見されます。

原爆被爆者援護行政全般に言えることですが、被爆者の平均年齢は85歳を超え、高齢化が進む申請者の負担等を少しでも軽減するための丁寧な対応が求められますので、被爆者健康手帳の交付申請受理・認定に当たり、下記のとおり対応するようお願いいたします。

なお、これまでに同様の事例がある場合も遡って対応するようお願いいたします。

記

- ・ 申請時に必要書類（医師の診断書等）が不足する場合には、その取得方法等を丁寧に助言すること。
- ・ 11類型の障害を伴う疾病に罹患しているか否かを判断するために必要な書類（医師の診断書等）が提出されず却下処分を行った場合であっても、その後、再申請時において、11類型の障害を伴う疾病に罹患していることが確認できる書類が提出された場合には、当初の却下処分を取り消し、被爆者健康手帳を交付すること。

一定の要件を満たすと認められる方は、被爆者健康手帳を受け取ることができます。



「黒い雨」に遭ったと思われる方は、被爆者健康手帳の交付申請をしてください。  
申請書・診断書の様式は、裏面の申請先・問い合わせ先でお渡します。

新たに被爆者健康手帳を受け取るための要件は次の2つです。

## 要件① 広島「黒い雨」に遭ったこと

- 「黒い雨」に遭い、遭った場所・時間帯、降雨状況、生活状況などが2021年7月の広島「黒い雨」訴訟判決の原告と同じような事情にあったことが確認できること。
- ※ 要件に該当するかどうかは、必要に応じて広島「黒い雨」に遭った事実に関する書類（居住地や通学先・勤務先の分かるものなど）を求め、個別に審査します。
- ※ ご家族から「黒い雨」に遭ったと言われた記憶があるが、ご自身が「黒い雨」に遭ったかどうかは分からない場合など、手帳交付の対象になるか不明なときは、ご相談ください。

### ～広島「黒い雨」～

広島に投下された原子爆弾による「黒い雨」については、広島原爆戦災誌に、次のように記録されています。

しゅうりゅう  
驟雨（黒い雨）

被爆当日は、終日、巨大な塔状の積乱雲が発達した。その黒雲は、爆発後二〇分ないし三〇分から、つぎつぎと北北西方へ移動していき、午前九時から午後四時ごろの間にわたって「驟雨現象」を起した。

驟雨（にわか雨）は、市中心部では軽く、西部（己斐・高須方面）と北部（可部方面）では土砂降りの豪雨となった。

## 要件② 障害を伴う一定の疾病にかかっていること

- 11種類の障害を伴う一定の疾病のいずれかにかかっていることが確認できること。
- ※ 障害を伴う一定の疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっているかどうかは、提出していただいた診断書をもとに審査します。

### ◇ 11種類の障害を伴う一定の疾病

- |                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| ① 造血機能障害を伴う疾病<br>再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など    | ⑦ 腎臓機能障害を伴う疾病<br>慢性腎炎、慢性腎不全など  |
| ② 肝臓機能障害を伴う疾病<br>肝硬変など               | ⑧ 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病<br>白内障<br>白内障の手術歴がある場合（眼内レンズ挿入者）は、白内障にかかっているとみなします。 |
| ③ 細胞増殖機能障害を伴う疾病<br>悪性新生物など           | ⑨ 呼吸器機能障害を伴う疾病<br>肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など                                     |
| ④ 内分泌腺機能障害を伴う疾病<br>糖尿病、甲状腺機能低下症など    | ⑩ 運動器機能障害を伴う疾病<br>変形性関節症、変形性脊椎症など  |
| ⑤ 脳血管障害を伴う疾病<br>くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など     | ⑪ 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病<br>胃潰瘍、十二指腸潰瘍など                                      |
| ⑥ 循環器機能障害を伴う疾病<br>高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など |  |

# 手続きの流れ

## 申請

お住まいの都道府県（広島市・長崎市は市）に、被爆者健康手帳の交付申請を行います。

- ・申請様式は、お住まいの自治体のものを使用してください。
- ・申請には、次の関係書類の添付が必要となります。

- ・「黒い雨」に遭った事実に関する書類（居住地や通学先・勤務先の分かるものなど）
- ・障害を伴う一定の疾病にかかっていることを確認できる診断書（必須）
- ・必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

## 審査

申請先の自治体が、申請内容について要件に該当するかどうか審査します。

- ・申請内容確認の為、審査には一定の時間を要します。

## 結果

申請先の自治体が、申請者に審査結果を通知し、要件に該当する方に被爆者健康手帳を交付します。

### ■ 健康管理手当の申請を同時に行うことが可能です。

- ・支給対象は、現在、障害を伴う一定の疾病（白内障の手術歴（眼内レンズ挿入者）のみの場合は除きます）にかかっている方です。
- ・申請内容について、都道府県（広島市・長崎市は市）において、認定審査が行われます。（審査には一定の時間を要します。）
- ・健康管理手当の申請が認められた場合、申請日の翌月分から手当支給開始になります。（2022年度の手当額は34,900円／月です。）
- ・同時申請を行い、健康管理手当の申請書に診断書を添付した場合、被爆者健康手帳の交付申請書への診断書の添付は不要です。

## 申請先・問い合わせ先

お住まいの都道府県（広島市・長崎市は市）の被爆者援護担当部署にお問い合わせください。

（都道府県市連絡先）



都道府県市  
ロゴマーク

（裏面） ※裏面の記載内容については適宜修正してください。

各都道府県知事  
広島市長  
長崎市長

} 殿

厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の「原告」と同じような  
事情にあったと認められる者に係る取扱いについて

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 1 条第 3 号に規定する「前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に関し、救護・看護等を行った者については、「被爆者援護法第 1 条第 3 号に係る審査の指針について」（平成 22 年 2 月 23 日厚生労働省健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室事務連絡）により、法第 1 条第 3 号の審査の指針を周知しているところである。

「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の判決に関しての内閣総理大臣談話（令和 3 年 7 月 27 日閣議決定）に記載がある「原告」と同じような事情にあったと認められる者（以下「原告と同じような事情の者」という。）に係る法第 1 条 3 号の解釈及び運用については、下記のとおりとするので、留意されたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。

## 記

### 第一 原告と同じような事情の者の取扱い

次の 1 及び 2 のいずれにも該当する者は、法第 1 条第 3 号に該当すると認めることとする。

#### 1 以下の要件のいずれにも該当する者

(1) 黒い雨を浴びた、黒い雨で服が濡れたなど、黒い雨に遭ったことが確認できること（※1）。

（※1）申請者の個々の状況を踏まえ、黒い雨に遭ったことが否定できない場合は、黒い雨に遭ったものとみなして取り扱うこと。

(2) 黒い雨に遭った場所・時間帯、降雨状況、生活状況等が、「原告」と同じような事情にあったことが確認できること。

2 次に掲げる障害のいずれかを伴う疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。以下「11種類の障害を伴う疾病」という。）にかかっている者（※2）

- ・造血機能障害
- ・肝臓機能障害
- ・細胞増殖機能障害
- ・内分泌腺機能障害
- ・脳血管障害
- ・循環器機能障害
- ・腎臓機能障害
- ・水晶体混濁による視機能障害
- ・呼吸器機能障害
- ・運動器機能障害
- ・潰瘍による消化器機能障害

（※2）11種類の障害を伴う疾病にかかっている者とは、申請に基づく審査において、現に11種類の障害を伴う疾病にかかっていることが確認できる者をいう。ただし、過去に白内障の手術を受けたことが確認できる者（眼内レンズ挿入者）は、水晶体混濁による視機能障害にかかっている者とみなして取り扱うこと。

## 第二 確認方法

第一の1及び2については、次のとおり確認を行うこと。

### 1 第一の1について

第一の1については、「被爆者健康手帳の交付事務について」（昭和51年3月18日衛企第5号厚生省公衆衛生局企画課長通知）に留意のうえ、

- ・「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の第一審判決及び第二審判決において「黒い雨」が降っていたことについて事実認定に用いられた資料（「原告」が「黒い雨」に遭ったことを事実認定する前提として同訴訟の第一審判決及び第二審判決で用いられた部分に限る。）
- ・「黒い雨」に遭った当時の居住地や通学先、勤務先の分かる書類等を基に、個々の事情を踏まえて確認すること。

### 2 第一の2について

第一の2については、健康管理手当の支給要件である障害を伴う疾病の有無の認定における確認方法に準じて確認すること（※3）。

なお、診断書は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）様式第19号に定める診断書（健康管理手当用）を流用して差し支えない。

（※3）過去に白内障の手術を受けたことについては、白内障の手術歴があること（眼内レンズ挿入の事実があること）、原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかでないことを確認すること。

### 第三 適用日

この通知は、令和4年4月1日から適用する。なお、この通知の適用前になされた被爆者健康手帳の交付申請については、令和4年4月1日に申請があったものとみなし、申請書類を補正する等により、同日時点における被爆者健康手帳交付の可否を判断すること。

また、この通知の適用前に、被爆者健康手帳の交付申請と同時に各種手当の申請（※4）を受理したものについては、令和4年4月1日に各種手当の申請があったものとみなすこと。なお、被爆者健康手帳の交付申請と同時に健康管理手当の申請があり、診断書（健康管理手当用）により、11種類の障害を伴う疾病にかかっている者であることが確認できる場合にあつては、被爆者健康手帳交付申請への診断書の添付を省略して差し支えない。

（※4）法第11条第1項の認定の申請、法第24条第2項の医療特別手当の認定の申請、法第25条第2項の特別手当の認定の申請、法第26条第2項の原子爆弾小頭症手当の認定の申請、法第27条第2項の健康管理手当の認定の申請、法第28条第2項の保健手当の認定の申請、法第31条の介護手当の支給の申請